

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	①「美里町行政改革大綱（案Ⅱ）」の策定経過について	<p>今年、第3次行政改革大綱（案）の公表以来、パブリックコメントを通じ、また、まちづくり会議との意見交換会を通じ、いろいろな課題を提案してきました。</p> <p>第3次行政改革大綱（案）を町民が理解するための必要な説明資料について、実施計画一覧表及び検証結果を添付していますが、既存資料をそのまま公表するだけでなく、理由、根拠をわかりやすく補足説明することが必要と考えます。この度の行政改革大綱（案）では、取り組みの主要項目として「重点的に取り組むもの」および「継続的に取り組むもの」の二つに区分し、それぞれ取り組んでいくものとしています。</p> <p>これら継続して取り組むテーマは、本来業務もしくは業務改善のレベルが数多くみられます。むしろ、新規テーマはゼロであって、「はじめに」や「基本方針」で強調している「内部統制による組織マネジメント改革」についてはテーマ化されておられません。むしろ、第2次行政改革大綱で未着手・未完了の重要テーマが、明確な説明もなく削除されております。これまで10年間、未着手であったり、なかなか進行しなかったテーマは削除し、比較的安易に何とかできそうな業務改善レベルのテーマを再整理して取り纏めたのがこの行政改革大綱（案Ⅱ）と思われます。</p> <p>「職員の意識改革」が進んでいないことを強調していますが、私は「町民の目線で考えて、まちづくりを実践できる職員」を「求められる職員像」として期待しているのです。</p> <p>このようなパブリックコメントと並行し、まちづくり会議との行政改革大綱（案）についての意見交換会が開かれました。そこでは、パ</p>	<p>前回のパブリックコメント（平成29年1月7日から2月8日まで意見募集）においていただいた御意見等を踏まえ、新たに美里町行政改革大綱（案）（以下「大綱案Ⅱ」という。）を策定し今回のパブリックコメントを実施しております。</p> <p>この大綱案Ⅱについては、町長を本部長とする「美里町行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）」会議において、平成29年4月13日に承認されたものです。</p> <p>この推進本部は、町の内部組織ではありますが、行政改革大綱の策定及び実施を目的としております。</p> <p>なお、現時点では、今回のパブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、一部修正いたしますが、再度パブリックコメントを実施する考えは</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>ブリックコメントと同じような課題が浮き彫りにされましたが、完全な相互理解にはいたらなく、再度の意見交換会の開催を要望いたしました。現在のところ、再開催は実現していませんが、意見交換会において、私は「《開かれた公正で透明性の高い行政システムの構築》、《住民の理解を得た協働システムの構築と推進》という従来テーマは、住民参加の充実のための必要な措置であると考えます。そのことを周知徹底していくために、たとえば講習会とかで啓蒙活動ができると思います。この項目、全て削除してしまって、何を町民が勉強して周知していくのか、というようになってしまいます。やはり、残すべきところは、残しておいて、そして勉強会なり講習会なりそういう啓発行為をやっていくべきではないかと考えます」と発言しました。進行役の総務課長は「ただいまお話しいただいたことについても、本部会議で協議してまいりたいと思います」との発言をされました。</p> <p>このことについて平成29年3月22日及び平成29年4月13日開催の美里町行政改革推進本部会議の開示された会議録を詳細に拝読しましたが、「協議してこのようにした」という記録は見当たりませんでした。</p> <p>このままで進行してしまいますと、課題や問題点は、そのまま残ってしまい、禍根を次回の行政改革の懸案課題までひきずってしまうこととなります。</p> <p>今回パブリックコメント用に提案されている「第3次美里町行政改革大綱（案Ⅱ）」は、どこの組織のいつの決定でこのような表現になったのでしょうか、明示されることを期待しております。</p> <p>すなわち、この案がよく理解できる状態になったうえで、改めてパ</p>	<p>ございません。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>ブリックコメントを実施すべきではないでしょうか。</p>	
2	<p>②「自治基本条例の制定と運用」の削除は反対</p>	<p>平成29年1月10日に公表された第3次行政改革大綱(案)には、これまで第1次・第2次と続いてきたテーマ「自治基本条例の制定と運用」が削除されていることが判明しました。これは、まちづくり推進課長の判断で、削除し、その理由は、担当のまちづくり推進課では業務多忙で手が回らないということ、いままでの自治基本条例学習会との意見交換会では、実りある討議は望めなく時間的に無駄と考えることだという見解でありました。</p> <p>本来条例制定そのものの業務は、まちづくり推進課ではなく総務課が主管であると考えます。</p> <p>その後、パブリックコメントなどを通じて、「自治基本条例の制定と運用」は、無用との考え方が若干変化して、新たな第3次行政改革大綱(案Ⅱ)においては、「まちづくりと住民参画」として「まちづくりに対する住民参画のあり方について、条例制定の必要性の有無を含めて、引き続き検討してまいります」というように変化しています。</p> <p>これは言葉のまやかしみたいで、なぜこのように変化していったのか全く理解できません。なぜ、率直に「自治基本条例の制定と運用」と元に戻すことはできなかったのでしょうか。「自治基本条例の制定と運用」という表現はどこが具合の悪い表現なのでしょう。わかりませんので、明示していただきたいと考えます。</p>	<p>これまで「自治基本条例の制定と運用」として行政改革大綱に掲げ、自治基本条例について調査、検討してまいりましたが、多くの町民の方々の理解を得ることが必要であることから、現段階において、自治基本条例の制定については時期尚早であると考えます。</p> <p>これまでの取組の結果として、地方分権社会の進展に伴って今後の住民の行政への参画やまちづくりのルールを明確化する手段として、自治基本条例の制定が必要かどうかを再度検討する必要があるとの考えから、P6「(13)まちづくりと住民参画」を一部修正し「(13)住民自治と住民参画」として取り組んでいくものです。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
3	③「まちづくりと住民参画」の表現について	<p>美里町の第3次行政改革大綱（案Ⅱ）において、継続して取り組むものとして羅列してある中の「（13）まちづくりと住民参画」の表現をみると「まちづくりに対する住民参画のあり方について、条例制定の必要性の有無を含めて、引き続き検討してまいります」と記載してあります。</p> <p>この表現は、住民がまちづくりに対して主体的に加わることを積極的に望んでいないように受け止められます。「住民参画のあり方」とは、何を念頭に置いての表現なのか、「住民参画」とはどういう意味で使用しているのか。ていねいに説明を加えて表現していただかないと理解に苦しみます。</p> <p>ご承知のように、平成24年4月制定の登米市まちづくり条例では、参加と参画は別物として、参加は「市民が住みよい地域社会をつくるためにまちづくりに関わり行動すること」で、参画は「まちづくりに市民の声を反映させるため計画の立案から市民が主体的に加わること」だと定義しています。</p> <p>この考えに立てば、参画は「計画の立案から市民が主体的に関わる」としており、美里町の「条例制定の必要性の有無を含めて」という文言はどうも付け足しの感じがしてしまいます。</p> <p>第1次、第2次行政改革大綱の中で言っている「住民の理解を得た協働システムの構築と推進」という項目が不要として削除されている現在、「条例制定の必要性の有無を含めて引き続き検討してまいります」の具体的なイメージがわかりませんので、明示していただきたいと考えます。</p>	<p>第2次大綱では7つの柱として取り組んでおりましたが、第3次大綱案では3つの柱として見直しを行っております。これまでの取組を不要として削除したわけではなく、近年の町を取り巻く状況から行政改革として取り組む方向性を見直したものです。御指摘のあった「住民の理解を得た協働システムの構築と推進」については、柱としての表現はしておりませんが、今後はP6「（13）まちづくりと住民参画」を一部修正し「（13）住民自治と住民参画」として取り組んでまいります。</p> <p>また、今後の取組について実施計画の中で明示いたしますが、講演会などの開催により住民の参画を促しながら展開してまいります。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
4	<p>1. 「はじめに」について</p> <p>(1) この文書を作成する必要性、目的の記載</p>	<p>「はじめに」には、この文書の必要性（作成するに至った動機）、目的（誰にどうしてもらうことを期待して作成した文章か）を記載してください。</p> <p>前回のパブリックコメントで同様の意見を提出しました。これに対して、「はじめに」を見直し修正しますと町の考えが示されていますが、今回の行政改革大綱（案）に反映されていないので、再度提出します。</p> <p>なお、実施機関は、意思決定を行ったときは、意見の採用の有無及びその理由、並びに案を修正したときはその修正内容の公表が必要です。パブリックコメント条例第7条第2項の規定を正しく運用してください。</p>	<p>「はじめに」として表現されるべき内容は、特に規定されているものではないと考えます。</p> <p>この大綱案は、行政改革に対する町の今後の取組を大綱として表現しているものです。この「はじめに」では、これまでの行政改革の取組に対する町の反省を述べております。</p>
5	<p>(2) 未達成に対する対策</p>	<p>取組項目の約半数が未達成になっていますが、その原因の記述は納得できません。行政改革の在り方及びその推進体制について、抜本的な見直しと見える化に取り組む必要があると考えます。</p> <p>進行管理を担当部署任せにし、組織的に進行管理をしてこなかったことが原因だと書かれていますが、主語がなく曖昧です。行政改革に関する組織は、行政改革推進本部会議が最上位にありますが、この行政改革推進本部会議が機能していないということを意味しています。行政改革の在り方及び行政改革を推進する体制（行政改革推進本部会議、行政改革推進委員会を含む）の改革に取り組む必要があると思います。</p>	<p>行政改革を推進する組織として行政改革推進本部が最上位にあり、取組項目の達成状況の結果から推進体制に問題があったと考えております。今後、第3次大綱の計画期間中に、それらの問題点を改善し取り組んでまいります。</p>
6	<p>2. 「I 基本方針」について</p> <p>(1) 社会経済情勢の</p>	<p>社会経済情勢の変化の例示に「地方分権の推進」を追加し、地方分権社会への転換に取り組む必要があると思います。</p> <p>社会経済情勢の例示から、第1次大綱にあった「地方分権の推進」</p>	<p>「地方分権の推進」については、文章に表現しておりませんでした。これからも取り</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
	変化の分析	<p>が消え、財政状況に焦点が当てられています。地方自治体の在り方を大きく変える「地方分権の推進」を省略するのは不適切だと思います。地方分権改革は、国と地方の関係の見直しだけでなく、地域住民が地方行政に参画し、協働することを目指しています。これが道半ばの現在、「地方分権の推進」を外すのは不適切です。</p>	<p>組むべきものであることから「地方分権の推進」について追記します。</p>
7	(2)内部統制による組織マネジメントに取り組む理由	<p>内部統制による組織マネジメント改革をうたっていますが、現状にどのような問題があってこれに取り組むのかがこの案の記述では理解できません。因果関係が分かる表現にしてください。</p>	<p>大綱案Ⅱに記載のとおり、内部統制の構築は、行政改革につながるものと考えます。これまで行政改革の取組が十分に進んでいない状況を改善する手段の一つとして有効であると考えます。</p>
8	(3)3つの柱にまとめる理由	<p>パブリックコメント条例第5条第2項第2号でいう実施機関の考え方及び論点の情報が不足しています。</p> <p>なぜ、財政基盤の強化、行政サービスの質の向上、社会情勢等の変化に対応した行政サービスと公民連携という3つの柱にまとめたのか、この文章からでは理解できません。</p> <p>第2次大綱では、7つの柱と表現していますが、7つの実現すべき方向性、目的がありました。この目的が達成されたかどうか評価した情報はありません。この町がどういう状況であるか把握した情報を示さないで、いきなり3つの柱を持ち出されても理解することはできません。</p> <p>町の基本的政策を決める計画や町の基本的な方向性を決めるものが、パブリックコメントの対象になります(条例第3条(5)及び(6))</p>	<p>第2次大綱では7つの柱として表現しておりましたが、近年の町を取り巻く状況から第3次大綱案では3つの柱として見直しを行っております。</p> <p>また、美里町総合計画・美里町総合戦略においても、「政策24 健全な行財政運営」の中で、「施策44 行政運営の効率化を推進するための対策」「施策45 財政を健全化</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>参照)。したがって、ここがパブリックコメントを実施するにあたって一番重要なところです。この基本的な方向性がしっかりしていれば、手段である個別の取組は、状況に応じて変更してよいし、そうするのがマネジメントだと考えます。</p>	<p>するための対策」「施策46 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策」を行政改革にかかわる3つの施策としており、これから町として取り組むべき方向性を示しております。</p>
9	<p>3.「取組の主要項目」について （1）自治基本条例の制定と運用</p>	<p>「自治基本条例の制定と運用」の取組を復活してください。</p> <p>「自治基本条例の制定と運用」は、第1次大綱から取組項目に入っていました。その後10年経過してもほとんど進展がなく、第3次大綱の最初の案から外されていました。これを復活するように出した意見に対する町の考えを読むと、この条例について誤解されているようです。</p> <p>また、今回の案では、まちづくりに対する住民参画の在り方という矮小化したテーマに変わっており、未だに自治基本条例が何なのか理解されていません。</p> <p>「自治基本条例の制定と運用」は、地方分権改革の流れから求められているとして本町が取り上げたと考えられます。この背景から照らせば、「自治基本条例の制定と運用」を止める合理的な理由は見当たらないので、復活することを強く要望します。</p>	<p>（No.2と同様）</p> <p>これまで「自治基本条例の制定と運用」として行政改革大綱に掲げ、自治基本条例について調査、検討してまいりましたが、多くの町民の方々の理解を得ることが必要であることから、現段階において、自治基本条例の制定については時期尚早であると考えます。</p> <p>これまでの取組の結果として、地方分権社会の進展に伴って今後の住民の行政への参画やまちづくりのルールを明確化する手段として、自治基本条例の制定が必要かどうか</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
			<p>を再度検討する必要があるとの考えから、P6「(13)まちづくりと住民参画」を一部修正し「(13)住民自治と住民参画」として取り組んでいくものです。</p>
10	<p>(2) 定常業務・業務改善の分離</p>	<p>行政改革と定常業務・業務改善とを区別し、定常業務・業務改善は切り離すのがよいと考えます。</p> <p>行政改革とは、「行政における役割の創出と廃止、再編成」のことです（自治体法務検定委員会『自治体法務検定公式テキスト政策法務編』第一法規 P287 による）。本町は、「行政改革は、町の将来像を実現させる可能性やスピード、精度を高めるために補完するために職員が取り組むべきこと」と前回のパブリックコメントの結果報告の中で述べていますが、これは今まで扱ってきた取組を行政改革であると定義し、前例踏襲を正当化するための一方的な考えです。町は、行政改革と業務改善とは異なると指摘した客観的な資料を持っているはずですので、これを参照して、町民に理解されるように改める必要があると思います。継続的な改善の活動は必要ですが、業務改善レベルの取組は、仰々しく、行政改革大綱の取組項目ですとする必要はありません。パブリックコメントの対象にも該当しないし、内部の管理資料の位置づけで十分だと考えます。</p> <p>前回のパブリックコメント等で、いままでの取組の大半は行政改革とは言えないと指摘されていますが、それに対する町の考え方は示していません。意見を出されてもこれを無視するようでは、パブリック</p>	<p>町では、「定常業務・業務改善」とされるこれまでの取組についてもしっかりと継続していくべきものと考えております。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>コメントの目的が果たせないどころか、時間と労力の浪費であり税金の無駄遣いです。これこそ改善すべき大きな課題だと考えます。</p>	
11	<p>1. 大綱のはじめにトップリーダーの「理念」を明示すべきです。</p>	<p>今回の第3次美里町行政改革大綱（案）には、行政改革（以下、行革という）の「理念」が示されていません。自治体の重要な政策遂行には、まずトップリーダーの「理念」への理解からといわれています。行革は、自治体行政にとっては、未来永劫的に必要といわれています。特に今回の第3次行革は、旧来の中央集権時代の全国画一的に国主導でやらされていた行革から解放され、地方分権推進に則った、自己決定、自己責任で行う本町最初の行革と位置づけ、その「理念」を住民、行政、議会に向けて明らかにすべきであり、よって第3次大綱のはじめに「理念」を明示することを提言します。</p>	<p>「Ⅰ基本方針」として表示しておりますが、基本理念を明示します。</p>
12	<p>2. 大綱は、「地方分権の推進」を重要項目に加えるべきである。</p>	<p>地方分権の推進については、平成7年5月に地方分権推進法が成立しました。その基本理念は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって行政を展開するにあたり国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現が基本であると明記されています。</p> <p>国からの全国画一的な干渉が廃止され、いわゆる3割自治がなくなり、自己決定、自己責任が問われる中での「地方分権の推進」は、自治体の重要な政策でもあります。本町の行革大綱では、この「地方分権の推進」という項目を一度も取り上げたことがありません。「地方分権の推進」は、国のほうの改革で、基礎自治体の本町の行革とは無関係だと考えているのではないのでしょうか。第1次、第2次大綱で取り組まなかったことは誤りです。誤った考え方は、即、是正すべ</p>	<p>御指摘のとおり、「地方分権の推進」は、国から地方への権限移譲だけではなく、「地域主権の推進」でもあります。</p> <p>今後は、P6「(13)まちづくりと住民参画」を一部修正して「(13)住民自治と住民参画」として取り組んでいくものです。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>きです。今回の第3次大綱では、一番に取り組み、重点取組の柱に加えることを提言します。</p>	
13	<p>3. 「自治基本条例の制定と運用」については、原点に戻すべきである。</p>	<p>本町の行革の中での「自治基本条例の制定と運用」については、第1次大綱のときから明示されています。第1次大綱では、※を付して、</p> <p>※3 自治基本条例 まちづくりの基本理念や基本原則などを定める自治体の最高規範。自治運営の基本的な仕組み等を具体的に規定し、条例という形で法的根拠を持たせるもの。</p> <p>と説明をし、その制定と運用については、「まちづくりの基本となる、町、議会、住民、団体等の役割を明確化する。」と明記しています。非常にわかりやすく、簡易にまとめており、しかもその中に、行政の自治基本条例に取り組む真摯な姿勢が感じ取れる非の打ちどころのない、素晴らしい表現であります。この文言は、住民と行政がしっかり議論をし合意形成したものであり、第1次から第2次大綱へとリンクして来たものであり大切にしなければならないものだと思います。それを行政が住民と議論もせず唐突に抹消したり、趣旨を変更することは、行革の中ですることとしては許されません。行政、住民、議会がお互いの立場を尊重し合い、対等の立場でトライアングルの関係を保持しながら改革すべきものといわれています。</p> <p>今回特にひどいのは、第3次大綱参考資料2の大区分5、項目 No. 32の各取組に対する検証結果欄の“今後は、「まちづくりと住民参画」としての条例制定の・・・。”の表現です。第1次大綱の文章と、過日、事務局に提供した資料を熟読すればその誤りに誰でも気づ</p>	<p>（No.2と同様）</p> <p>これまで「自治基本条例の制定と運用」として行政改革大綱に掲げ、自治基本条例について調査、検討してまいりましたが、多くの町民の方々の理解を得ることが必要であることから、現段階において、自治基本条例の制定については時期尚早であると考えます。</p> <p>これまでの取組の結果として、地方分権社会の進展に伴って今後の住民の行政への参画やまちづくりのルールを明確化する手段として、自治基本条例の制定が必要かどうかを再度検討する必要があるとの考えから、P6「(13)まちづくりと住民参画」を一部修正し「(13)住民自治と住民参画」として取り組んでいく</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>きます。いわゆる「まち（都市化）づくりと住民参画（加）の条例づくり」と「自治基本条例の内容」は次元が違うものであり、専門家は「自治基本条例はまち（都市）づくりのための基本条例ではない。」と明言しています（自治体総合研究所 石井修一氏）。</p> <p>さらには、「決して混同してはならない。悪い例の典型にならないように」と忠告しています。本町は、今、第3次行革（案）でこの落とし穴に入ろうとしています。大変危険であります。もう一度、第1次大綱の原点に戻してから、正道を歩まれることを提言します。</p>	<p>ものです。</p>
14	<p>4. 行革大綱の決定プロセスが間違っている。</p>	<p>本町には、美里町行政改革推進本部（以下、推進本部という）が要綱によって定められています。一方、地方分権推進に則り、住民の意向を聞く仕組みと美里町行政改革推進委員会（以下、委員会という）の設置を条例で定めています。</p> <p>条例第2条によれば、「委員会は、町長の諮問に応じ、行政改革の課題及び推進について調査審議し、答申する。」となっています。審議するということは、詳しく調べ、その可否を相談して決めることをいいます。その後、答申があるわけです。しかし、今回は、この諮問する相手を町長が休眠させています。一体、町長は誰に諮問する気なのでしょうか。諮問もせず、住民の意向も聞かず、答申も受けずに決定することなどは、条例の本旨を無視することであり、条例を無視した決定は、無効となります。我々のコメントも無効になってしまいます。この際は、庁内ガイドラインのコンプライアンスをきちっと遵守すべきです。</p> <p>私は、第3次大綱は、それほど急いで決定する必要はないと思います。町民に信頼される行政を目指してこれを実践するため、大綱策定</p>	<p>美里町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）は「町長の諮問に応じ、行政改革の課題及び推進について調査審議し、答申する。」ことを所掌事務としております。今回、第3次大綱案の公表について町長から委員会に諮問しておりませんので、条例を無視した決定とは考えておりません。なお、美里町行政改革推進本部は、要綱で設置されている町の内部組織であり、行政改革大綱の策定及び実施を目的としており、本大綱案について承認した上でパブリッ</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>のタイムスケジュールを延期し、大綱策定の手続きが町民に見えるよう明文化した上で、この手続きに従った透明で公正なプロセスを経て決定すべきだと思います。</p>	<p>クコメントを実施しております。</p>
15	<p>1. ～はじめに～、Ⅰ基本方針 に関して</p>	<p>（１）前回の（案）では「行政改革に対する意識が希薄で・・・」とか、「自ら考え、実行しなければならないことを職員一人ひとりが再認識することが必要」とか、「職員の意識を高めていく必要がある」と記述し、盛んに職員の意識改革不足を強調していましたね。ところが今回は全くなし、えっえっという感じです。何が不都合で消してしまったのですか？誰も削除すべきという意見は出していませんよね。</p> <p>現実をよく踏まえた施策でない「砂上の楼閣」となりますから、ちゃんと復活してしかるべき対策を打たねばならないでしょう。お分かりですよ。</p> <p>私は職員の意識改革だけでは不足で、同時に住民の意識改革そして議員の意識改革を進めなければ、この町の将来は・・・とっているんですがね。</p>	<p>御指摘のありました職員に関する記述については、全ての職員が該当するわけではないことから大綱案Ⅱから削除いたしました。行政改革の進行管理を担当部署まかせにし、組織的に進行管理をしてこなかったこと、一部職員の行政改革に対する意識が希薄であったことが取組未達成の原因であり、反省しております。職員の意識改革を図ってまいります。</p>
16	<p>1. ～はじめに～、Ⅰ基本方針 に関して</p>	<p>（２）「Ⅰ基本方針」冒頭の、地方自治体を取り巻く社会経済情勢に、肝心要の「地方分権改革」が抜けていますよね。地方自治体の国での位置づけの大変革が、すっぱり抜けてしまっているのはいかがなものでしょうか。もしかすると職員の皆さんは旧来の姿のままと疑われかねないですよ。もしそうだとすると上述の意識改革不足がよくよく理解できるのが不思議ですね。</p> <p>そういえば、「地方分権改革」についての町民への説明は、広報なども含め全くなされてませんでしたね。「地方分権改革」とはいかな</p>	<p>「地方分権改革」については、文章に表現しておりませんでした。これからも取り組むべきものであることから「地方分権の推進」について追記します。</p> <p>また、今後は、P6「（13）まちづくりと住民参画」を一</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>るものなのか、地方自治体の国での位置づけはどう変わったのか。町民の責務は？行政や議会の責務は？ などなど。</p> <p>実はこの時代に対応する基本情報が町民には知らされないまま、今日に至っているということになりますね。ですから今のままでは「住民協働」などは夢のまた夢ということになるんでしょうね。</p> <p>「地方分権改革」を一番最初に追記し、それに対応する行革テーマをきちんと設定しての取組みは必須でしょうね。</p>	<p>部修正して「(13)住民自治と住民参画」として取り組んでいくものです。</p>
17	<p>2.Ⅱ 行政改革推進のために3つの柱、Ⅲ計画期間、Ⅳ実施方法 に関して</p>	<p>(3)「行政サービスの質の向上」については前回も意見を申し上げました。当たり前のことをきちんとやるべし、それで十分ということでした。しかしまだ立派な形容詞を使いたいようですね。その上意味不明な説明コメントをつけていますよね。要約すれば「職員が行政課題に良い結果を出すこと」と読めますが、当たり前のもので質の向上でも何でもありませんよね。一段上のレベルの結果ならまだしもです。</p> <p>第2次大綱が約半数が未達で、組織的進行管理をしてこなかったことが原因としながら、Ⅳ実施方法にはそれらしき記述がありません。毎度のことだからということなのですかね。きちんと実行管理の組織体制、責任者ぐらひは明示してもらわないとやる気が疑われるんじゃないでしょうか。</p>	<p>内部統制の構築に取り組むことで、事務処理のリスク管理や効率化が可能となり、当たり前のことを当たり前を実施することにつながると考えます。</p> <p>行政改革を推進する組織は、これまでと同様に行政改革推進本部が最上位にあり、その責任者は本部長である町長です。</p>
18	<p>3.Ⅴ 取組の主要項目 に関して</p>	<p>(4)具体的な取組内容ですが、第2次大綱の7つの柱がどんな論理で3つの柱になったのか？同じく42の実行テーマがどういう論理で25テーマになったのか？そしてその多くが今や本来業務もしくは業務改善レベルなのに、なぜ第3次行政改革大綱のテーマとして残るのか？実は何とも理解しかねるのです。多分作成者も分からないことでしょうから、ここではおいておきましょう。問題指摘にとどめ</p>	<p>第3次大綱案では、これまでの取組状況から3つの柱、25の取組項目に見直し整理いたしました。</p> <p>「民間手法の積極的導入」については、第3次大綱案に記</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>ます。</p> <p>実行テーマでまず言いたいのは、新規の2-(1)「全庁的な内部統制の構築」は大変高く評価できますね。行政改革そのものです。I基本方針に「内部統制による組織マネジメント改革を行い」とあり、真正面から取り組むことでその成果を大いに期待するものであります。</p> <p>次の意見は前回も出していますが、第1次・第2次大綱の10年間にわたってほぼ何もせずに成果もゼロの、下記の2テーマが第3次大綱に継承されることなく削除されてしまっていることです。やりたくないし、説明もできないしということのようですが、それですまされる問題ではありませんよ。極めて重要なテーマであり外す理由が全くありません。第3次大綱には必ず入るべきテーマであると考えられますから、復活して真摯に取り組んでいただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次大綱 項目 No 31 「民間手法の積極的導入」</li> <li>・ // 32 「自治基本条例の制定と運用」</li> </ul>	<p>載しておりませんが、今後も常に意識していくべきことであり、内部統制の構築もその一つであると考えております。</p> <p>（No.2と同様）</p> <p>これまで「自治基本条例の制定と運用」として行政改革大綱に掲げ、自治基本条例について調査、検討してまいりましたが、多くの町民の方々の理解を得ることが必要であることから、現段階において、自治基本条例の制定については時期尚早であると考えます。</p> <p>これまでの取組の結果として、地方分権社会の進展に伴って今後の住民の行政への参画やまちづくりのルールを明確化する手段として、自治基本条例の制定が必要かどうかを再度検討する必要があるとの考えから、P6「(13)まち</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
			<p>づくりと住民参画」を一部修正し「(13)住民自治と住民参画」として取り組んでいくものです。</p>
19	<p>3.V 取組の主要項目 に関して</p>	<p>(5) パブリックコメント募集の参考資料2によれば、「民間手法の積極的導入」は取組に対する検証結果欄で、「具体的な手法を示さなかったことで十分な取り組みとなっていないませんでした。各課等での討論、職員間のコミュニケーションなどから提案につながるような仕組みが必要です。今後は内部統制の構築を行いながら事務改善に取り組んでいきます。」とあります。また新規テーマ「内部統制の構築」にはこのことには一切記述がありませんね。全く別テーマですから当然でしょう。上記検証結果欄の文言から見ると、民間手法とは何なのかすらわかっていないようですね。</p> <p>そもそも行政改革とは官の仕事の限界から、民の手法を取り入れ効率化するとの発想から始まったことに思い起こすべきでしょうね。「民間手法の積極的導入」はぜひ復活させ、行革の原点にもどり一からスタートすべしでしょうね。</p>	<p>「民間手法の積極的導入」については、前述しておりますが、内部統制の構築に取り組むことで、職員間のコミュニケーションが増し、新たな提案につながることを期待できます。それらの提案を組織的に展開してまいります。</p>
20	<p>3.V 取組の主要項目 に関して</p>	<p>(6) 同じく「自治基本条例の制定と運用」は検証結果欄で、「町内の活動団体が作成した自治基本条例(案)の内容等の協議を行いました。町の既存条例と重複する部分が多く見受けられます。このことから、条例の制定について現段階では早急に必要なものではないと判断しました。今後は「まちづくりと住民参画」として条例制定の必要性を含めて継続して検討し、取り組んでいきます。」とあります。</p> <p>前段の“既存条例と重複する部分が多く”とは作文としか思えませ</p>	<p>(No.2と同様)</p> <p>これまで「自治基本条例の制定と運用」として行政改革大綱に掲げ、自治基本条例について調査、検討してまいりましたが、多くの町民の方々の理解を得ることが必要である</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>んよね。本当に多いなら具体的にお示しいただきたいものです。と言われれば大困りでしょうからこの際言わないでおきましょうかね。人の作成したものを使ってそれにかこつけうそを言う、これはないですよね。時期尚早の言い訳にしたかっただけなのかもしれませんが、相手に怒るなどと言っても無理ということになりますね。そもそも町内活動団体の試案を使ってなどとは言語道断と言われても仕方ありませんね。</p> <p>前回のテーマ削除理由について、町の考え方は「自治基本条例については、住民の多くが必要だと考える条例であるならば、早急に取組を進める必要があると考えますが、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり、底辺が広がっているとは感じられません。現段階で町の憲法と位置づけられるものではないと考えます。自治基本条例の早期制定を目指すよりも、まずは多くの住民が自治基本条例への関心を高められるような取組み検討していくことが必要と考えますことから行政改革の取組項目から削除いたしました。」とありました。</p> <p>10年間ほぼ何もせずに、住民の意識・関心が低いからとは困ったものですね。皆さん方がやるべきことをやってきたのでしょうか。本テーマに関する10年間の無為もそうですが、上記Iの(2)で述べた「地方分権改革」についての町民への説明以下ウンヌンも同様でしょうね。</p> <p>正直な話ただ単にやりたくないというだけなのに、いろいろ言いくるめようとしているんでしょうか。それ以外に考えようがありませんね。「この仕事があるのでこのテーマは出来ません」とか「今でさえルールを守れないのに」とか、とんでもない言い訳を聞いたことが耳から離れないんですよね。</p>	<p>ことから、現段階において、自治基本条例の制定については時期尚早であると考えます。</p> <p>これまでの取組の結果として、地方分権社会の進展に伴って今後の住民の行政への参画やまちづくりのルールを明確化する手段として、自治基本条例の制定が必要かどうかを再度検討する必要があるとの考えから、P6「(13)まちづくりと住民参画」を一部修正し「(13)住民自治と住民参画」として取り組んでいくものです。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>やはり「自治基本条例の制定と運用」は行政改革の根幹の一つでありますから、第3次大綱の重点テーマとして残すべきであります。この実行を通じて、住民の意識改革、職員の意識改革、議員の意識改革をはかり、町民こそって地方分権の時代に対応していく、そのような活性化した地域社会づくりが今必要なのではないのでしょうか。</p> <p>なお、前述したⅠの（2）「地方分権改革」にからむ行革テーマがまさにこの「自治基本条例の制定と運用」であることは一目瞭然、説明の必要もないでしょう。</p>	
21	3. V 取組の主要項目 に関して	<p>（7）新規テーマ4-（13）「まちづくりと住民参画」は上記「自治基本条例の制定と運用」を削除したいがためのものですから論外でしょう。それにしてもその内容が「まちづくりに対する住民参画のあり方について、条例制定の必要性の有無を含めて、引き続き検討してまいります。」とありますね。10年間の延長上で何もやりませんの雰囲気ですよ。せめて“講演会を通じて町民への啓蒙を図る”などなど、具体的記述がなければ何もやらないということになりかねませんね。困ったものです。</p>	<p>今後の取組について実施計画の中で明示いたしますが、講演会などの開催により住民の参画を促しながら展開してまいります。</p>
22	「収支のバランスを考慮しながら」とありますが、支出に無駄はないのでしょうか？	<p>1）現在の区長報酬はどのような計算から算出されたものでしょうか？</p> <p>66人の区長に年間約4,650万円、区長の仕事の内訳をにらんだものでしょうか。</p> <p>それぞれの区長から言わせれば、こんなに仕事をしているんだから当たり前という人もおられるでしょう。しかし、毎月の広報を自治会の班長に配布させて、ただ働きさせている区長もいることは確かです。</p>	<p>今後の参考といたします。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		<p>また、「おらほの区長は何を言ってもやってくれないから駄目だ」という区長もいることは実際に耳にしていることです。</p> <p>翻って約 4,650 万円の計算は 美里町の戸数（8,900 戸×250 円+25,000 円×66 行政区）×12 カ月で計算した数字です。一人平均 70,000 円となり、パートの主婦に近い数字になります。金額に見合った仕事をしている方はどれほどいるでしょう。区長の役割があいまいであります。</p>	
23	<p>「収支のバランスを考慮しながら」とありますが、支出に無駄はないでしょうか？</p>	<p>2) 1 (3) 公共施設の使用料金等、受益者負担の見直しについては、2 (2) 施設管理の委託化の推進につながるものですが、この公共施設の利用者とは見方によっては、偏っています。利用する人は毎日、利用しない人はぜんぜんしないといった具合になります。</p> <p>民間の施設では無料などという事は絶対にあり得ません。トレーニングセンターは無料ではありません。とにかく利用すれば、少なからず人件費・光熱費の支出が発生します。</p> <p>町の財政を考えれば、少しでも収入があるにこしたことはないはず</p>	<p>公共施設の使用料等、受益者負担の見直しを行う上での参考といたします。</p>
24	<p>「収支のバランスを考慮しながら」とありますが、支出に無駄はないでしょうか？</p>	<p>3) 2 (3) 専門的な知識、経験を有する人材の活用。とありますが、現在リタイアして家庭におられる方々がかなりおられるのではないのでしょうか。</p>	<p>今後の参考といたします。</p>
25	<p>「収支のバランスを考慮しながら」とありますが、支出に無駄はないでしょうか？</p>	<p>4) 4 (6) 補助金等の見直しについて 地域づくり支援事業補助金は、かなりの制約があり、使いづらかったです。</p> <p>当地区の自治会は、会費も少なく、支払金額のみが大きく、そのよ</p>	<p>今後の参考といたします。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項 目	意見等の概要	町の考え方
		うな中での補助金は大変ありがたいものでしたが、制約が多く使うのに苦労しました。	
26	「収支のバランスを考慮しながら」とありますが、支出に無駄はないでしょうか？	<p>5) 4(9) 町立南郷病院の経営健全化</p> <p>一度南郷病院の設備等を見る機会がありましたが、素晴らしい機械（設備）があることに驚きました。大崎市民病院に行くと言っても月に一度です。予約を取っていても相当待たされます。</p> <p>この機会に町民に利用を積極的に勧めることはできないでしょうか。</p> <p>ただし交通の便が良くない事が問題です。シャトルバス等があればと思うのですが。</p>	今後の参考といたします。
27	「収支のバランスを考慮しながら」とありますが、支出に無駄はないでしょうか？	<p>6) 4(14) 会議及び会議録の公開</p> <p>区長会などは、公開し、会議録なども公開してはどうかと思います。</p> <p>もっとも、区長会は一方的に町の連絡事項だけで終わりです。なにゆえに多額の費用を投じて開催する必要があるのか。</p> <p>66行政区×1,000円×12カ月=792,000円の無駄遣いではないのか。すべてが無駄という事ではないかもしれないが。</p>	今後の参考といたします。
28	「収支のバランスを考慮しながら」とありますが、支出に無駄はないでしょうか？	<p>7) 4(12) 住民懇談会の実施</p> <p>当地区では、住民懇談会と言っても参加者は片手の数でも余るような状態です。</p> <p>理由は、町は信用できない（どうしてなのか？）何を言っても聞いてもらえないとのことです。</p>	今後の参考といたします。